（煮干魚類品質表示基準の一部改正）

第十七条　煮干魚類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準の一部改正）

第十八条　魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ括弧書」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号ホ括弧書」に改める。

第十九条　うに加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（うにあえもの品質表示基準の一部改正）

第二十条　うにあえもの品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（塩蔵わかめ品質表示基準の一部改正）

第二十一条　塩蔵わかめ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（みそ品質表示基準の一部改正）

第二十二条　みそ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

第四条第一項第一号中「規則」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）」に改める。

（ウスターソース類品質表示基準の一部改正）

第二十三条　ウスターソース類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に「同条第一項第一号ホ括弧書」を「同府令第一条第二項第五号括弧書」に改める。

（ドレッシング及びドレッシングタイプ調味液品質表示基準の一部改正）

第二十四条　ドレッシング及びドレッシングタイプ調味液品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号キ中「食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（食酢品質表示基準の一部改正）

第二十五条　食酢品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第11項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第11条」に改める。

（風味調味料品質表示基準の一部改正）

第二十六条　風味調味料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（めん類等用つゆ品質表示基準の一部改正）

第二十七条　めん類等用つゆ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（乾燥スープ品質表示基準の一部改正）

第二十八条　乾燥スープ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に「同条第一項第一号ホ括弧書」を「同府令第一条第二項第五号括弧書」に改める。

（食用植物油脂品質表示基準の一部改正）

第二十九条　食用植物油脂品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に「同条第一項第一号ホ括弧書」を「同府令第一条第二項第五号括弧書」に改める。